

通信「合鴨くんからのメッセージ」

第34号 2004.11.10

本年は相次ぐ台風の襲来や地震の発生があり自然災害の酷さを思い知らされた年になってしまいました。被害に遭われた方々には心からお見舞い申し上げます。私が暮らしている熊本県でも大きな爪痕を残していきました。徐々にではありますが、後かたづけに幾ばくの目処が立ち、今後の計画の立て直しがなされているところかと思えます。本当にきつい年になってしまいました、頑張ってください。

特集1 NPO法人『日本産直生産者協会』をめざして・・・

(1) NPO法人として取り組む活動(事業)について

これまでの通信にて、全国合鴨米流通協議会がNPO法人化に向けた準備を行っていることをお伝えしてきました。けれども、NPO法人となるためには、まだまだやるべきことが沢山あります。その一つとして、会員の皆様への説明責任があります。「説明責任」というと、とても難しく思ってしまうのですが、要は、『NPO法人となることで、全国合鴨米流通協議会がどう変わっていくのか?』ということ、分かりやすくお伝えしたいと思っています。また、会員の皆様からも、NPO法人化に対するご意見・ご要望などが頂ければと考えています。

① NPO法人化の目的は?

基本的には、全国合鴨米流通協議会からの活動を引き継いでいきます。しかし、これまでは任意団体であったため、色々な苦勞が随所にありました(特に、会長をはじめ、役員の方々、いつも総務会に出席下さる各地域の代表の方々には、ご苦勞やご心配が多かったのではと思います)。

また、2002年の通信『合鴨君からのメッセージ』(第31号)の中で、上田さんの「流通協議会再活性化私案」を紹介させていただきましたが、その一節に、『登録商標「合鴨米」「合鴨米のたまご」を団体認証登録に変更する際には、法人格がないと取得できない』という話があったかと思えます。このことが法人化へ移行する大きな理由かと思えます。

② NPO法人での主な活動は?

(私たちは何をしたいのか? 会員の皆様が興味のあるテーマは何?)

NPO法人「日本産直生産者協会の事業内容」(案)については、これまでの通信でも紹介しましたが、今一度、下記の枠組みで取り組んでいきたいと思っていますので、再度ご紹介します。1993年3月、全国合鴨米流通協議会が設立された時の規約で謳った事業内容と比べると、『また一段と、豊かなものになっているナ』と個人的には思っています(生意気ですいません)。でも、再スタートを切るからには、次の10年後もまたみんなで豊かなものにしたい、ものですネ・・・。

【事業内容: 定款(案)より】

通信「合鴨くんからのメッセージ」

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 特別栽培や有機栽培の技術普及ならびに産直技術のアドバイス事業
- ② 合鴨農法米および産直米の流通に関する研究および情報の提供事業
- ③ 生産者と消費者との交流に関する研究と情報の提供事業
- ④ 登録商標「合鴨米」の適正表示に関する指導事業
- ⑤ 産直農産物に関する研究及び情報収集と情報の提供事業
- ⑥ 学校教育の総合的学習並びに食農教育の推進事業
- ⑦ 国際的な環境保全型農業に関する研究と情報の提供事業
- ⑧ 産直農産物生産者と産直農産物取り扱い業者との交流事業

(2) その他の事業

- ①「合鴨米」および産直米ならびに産直農産物に関する登録商標の使用認証事業
- ②「合鴨米」および産直米ならびに産直農産物に関する登録商標の管理とオリジナルパッケージ・パンフレット等の販売事業
- ③農産物産直ソフトの販売事業
- ④講師の派遣事業
- ⑤特別栽培ならびに有機栽培の認証事業

③ 組織体制(無理のない仕組み、枠組み作り)

組織体制としては、2つの問題点があります。役員体制として、理事・監事・顧問などをおく予定ですが、今のところ検討中です。

そして、上記の事業を運営するための役割分担が必要です。この件についても、NPO法人設立準備委員会で検討を重ねていく必要があります。

(2) 登録商標「合鴨米」という‘財産’を活かす

「商標の話はいつ聞いても難しい」と思われる方もいるかと思いますが、大切な話ですので、繰り返しご説明致します。これまでの通信で、商標管理の重要性についてもご説明して参りました。これまでの経緯を、まとめると・・・、

【背景】

- ①近年、インターネット上での「合鴨米」の表示が氾濫している。
- ②商標法の一部改正により、インターネットのホームページ上の表示についても、商標法違反の対象になった。

【対応策】

- ③商標の「品質保持機能」の活用。「合鴨米」の商標権を持っているということは、無農薬無化学肥料栽培といった「品質保持機能」を表明していることにもなる。
- ④NPO法人『日本産直生産者協会』の中に、役員などで構成する理事会とは別組織

通信「合鴨くんからのメッセージ」

で「商標管理委員会」を創設し、「合鴨米」の登録商標の使用認証事業を運営していく予定。

登録商標の使用認証事業

登録商標の使用認証事業については、現在の有機認証制度のような第三者による書類審査ではなく、基本的には第一認証として(良心による全面保証)、連れ合いや両親、息子が連帯保証人となるような制度、すなわち、農家の側から認証制度を全面的に出していくような制度を提案していきたいと思っています。しかし、故意に、偽装表示などの認証基準と全く違うような事態が発生した場合には、損害賠償が請求されるような仕組みにします。

(3) 情報公開も大切な仕事

ホームページの作成、通信の充実、会員相互の情報交換の場の構築

NPO法人は任意団体とは異なり、活動状況について情報公開を行う義務があります。不特定多数の方々への情報公開の場としては、インターネット上のホームページで情報公開するのが簡単です。ただし、ホームページを作成、セキュリティー管理・運営する側としては、一苦勞な話です。文字通り、澤田さんの苦勞によってホームページの立ち上げがなされ、NPO法人設立後の充実が待たれています。アドレスは下記になります。みなさんの情報をホームページでもどんどん紹介していきましょう。

ホームページのアドレス <http://www.sanchoku-seisansha.jp>

(4) 是非、会員の皆様のご意見をお聞かせ下さい、

NPO法人化についての皆様のご意見をお聞かせ下さい。別添のFAXの様式をご利用下さい。どうぞ、宜しくお願い致します。

特集2 『食卓の向こう側』を読んで

昨年12月から今年7月の間、『西日本新聞』にて連載されてきた記事が大きな反響を呼んでいます(私個人は連載が終わった後に知りました)。記事はインターネットでも公表されています(<http://nishinippon.co.jp>)。

『食卓の向こう側』と題された連載記事は、第1部、第2部(「命」をつなぐために)、第3部(給食 未来をひらく)の三部構成をなっており、西日本新聞社からブックレットとしても発売されています。また、『安心は守れるか』(食肉問題 私はこう思う)、『食の実学』(中村学園の挑戦)の関連連載も組まれています。インターネット版『食卓の向こう側』には、次のような紹介文があります。

「私たちの食生活は昭和三十年代を境に大きく変わりました。肉、牛乳、パンなど洋風化が進み、インスタントラーメンといった手軽な食品も次々に誕生。ファミリーレストランをはじめとする外食は、今や二十四時間オープンが珍しくありません。お金さえ出せば、なんでも食べられる“豊かな食”の一方で、糖尿病などの生活習慣病は急増し、最

通信「合鴨くんからのメッセージ」

近は若年層にも広がっています。企画「食卓の向こう側」では、私たちの「食」が問いかけているものを探っていきます。」

同封の記事は、インターネット版を印刷したものです。是非一読して下さい。私が高校生の時(80年代中頃)は『飽食の時代』『個食・孤食・五食』という言葉があったかと思うのですが、記事にある『呆食』という言葉には「あ～あ」と声を出して情けなく思っていました(俺も年をとったのかな?)。

特別栽培農産物の新表示ガイドラインについて

最近、「合鴨米」の米袋の発送の際に「特別栽培農産物の新表示ガイドライン」についての問い合わせが多くなっております。

「特別栽培農産物に係わる表示ガイドライン」の改正(平成15年5月26日)・施行(平成16年4月1日)により、「無農薬栽培農産物」「無化学肥料栽培農産物」「減農薬栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」等の表示が表示禁止事項とされました。しかし、「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示しない場合には、「無農薬」「無化学肥料」等の表示をしても良いのか、という問いに対し、国から、平成16年7月23日付けで文書回答がありましたので紹介致します。結局、「上記4種の表示は、「農林水産省新ガイドラインによる表示」と表示しない場合でも誤解を招くのでダメ」とのことです。世知辛いシャバになったものです。詳しくは同封の書類をご覧ください。

なお、現在、「合鴨米」2kg袋用のシールの上部には、朱書きで『完全無農薬、無化学肥料(継続3年以上)』と表示されておりますが、お米屋さんなどの不特定多数の顧客相手に販売をされる方の場合には、その部分をカットしてシール貼りをされることをお勧め致します。シールの在庫がなくなり次第、次回発注時にはその表示は削除いたしますが、今しばらくは上記の対応でお願い致します。また、「合鴨米」5kg米袋、10kg米袋については、その表示は削除しており、現在ありません。

編集後記

『NPO法人化への道は険しいけれど、実は、法人化してからが大変なのでは・・・』と思うこの頃ですが、それは無理のない活動体制が作れるかにかかっているのかな、と個人的には思っています。ボランティア法人らしく、会員参加型の会になればと思います。皆様の良い知恵をお貸し下さい。是非、同封のFAXにてご意見をお寄せ下さい。先日、熊本県七城町の原さん(同封の産直通信をご覧ください)宅そばの河原まで、家族みんなで遊びに行きました。10月下旬頃は、町の方々が育てた秋桜(コスモス)が河原一面に咲き、美しい秋の田んぼが一層引き立てられ、畦や河原を歩くだけでも楽しい一日でした。秋の田んぼに『お疲れさま』と言ってあげたくなるような土曜の午後でした!?